資料　８

県自立支援協議会（専門部会等）の見直しについて

１　趣旨

　県自立支援協議会の設置（平成20年６月）から約10年が経過し、この間、他の法に基づく新たな協議会等の設置、障害者児への支援体制に関する課題の変化などにより県自立支援協議会を取り巻く環境が変化していることから、体制の見直しを行うもの

２　見直し内容

　①　新たに「医療的ケア部会(仮称)」を設置する。

理由：医療的ケア児に対する支援に関する関係機関の連携協議の場が求められて

いる。（改正障害者総合支援法に規定。平成30年度末までに設置）

②　既存の協議会等において、部会と同様の課題検討を行っている場合は、当該部会を廃止し、協議会等を部会と同様の取扱いとする。

◎虐待防止　　 　 → 虐待防止ネットワーク会議

・権利擁護部会 → 障害のある人の相談に関する調整委員会

　　　　　◎就労部会　　 　 → 圏域ネットワーク会議

　　　　　◎相談部会　　 　 → 研修ワーキング･相談支援事業所連絡会

　　　※６部会→８部会

理由：新たに制定された法や県条例に基づく協議会等が設置され、部会に相当する専門事項に関する協議の場がある。

（添付資料）

・富山県自立支援協議会のイメージ（現行）

・富山県自立支援協議会のイメージ（見直し案）

・富山県自立支援協議会設置要綱

・富山県自立支援協議会専門部会設置要綱